

朝霞市ひとり親家庭等相談支援業務委託
プロポーザル実施要領

令和6年4月

朝霞市 こども・健康部 こども未来課

1 趣旨

この要領は、朝霞市ひとり親家庭等相談支援業務委託の契約の相手方の選定に当たり、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するため、各種手続、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定める。

2 委託の概要

(1) 委託の名称

朝霞市ひとり親家庭等相談支援業務委託

(2) 委託の内容

別紙「朝霞市ひとり親家庭等相談支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、朝霞市ひとり親家庭等相談支援の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託料上限額

2,605,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 業務委託を的確に遂行できる技術力、管理執行能力及び安定的かつ健全な経営能力を有する者
- (2) 市区町村税、都道府県税、法人税及び地方消費税の滞納がないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続申立てがなされていない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する制限を受けていない者又は同条第2項の規定による資格停止処分を受けていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定する暴力団及び暴力団員ではなく、かつ、当該暴力団又は暴力団員の統制又は影響を受けていないこと
- (6) 埼玉県内又は近隣都県に本社、支社、営業所等の拠点を有していること

6 スケジュール

内 容	日 程
(1) 公告（仕様書等の公表）	令和6年4月 9日（火）
(2) 質問書の提出期限	令和6年4月15日（月）午後5時必着
(3) 質問に対する回答	令和6年4月17日（水）
(4) 参加申込書の提出期限	令和6年4月22日（月）午後5時必着
(5) 企画提案書等の提出期限	令和6年4月24日（水）午後5時必着
(6) 審査委員会	令和6年4月26日（金）
(7) 結果通知	令和6年4月30日（火）
(8) 契約締結・業務開始	令和6年5月中

※スケジュールは予定であり、市の都合により変更する場合があります。

7 公告

(1) 公告開始日

令和6年4月9日（火）

(2) 公告方法

朝霞市ホームページへの掲載

URL <https://www.city.asaka.lg.jp>

8 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和6年4月9日（火）から令和6年4月15日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

質問票（様式6号）に質問箇所及び内容を記載し、「16 担当部署」宛に電子メールにて提出すること。電子メールのタイトルは「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

(3) 回答

提出された質問への回答は、質問者の名前を伏せた質問回答書を市ホームページ（URL <https://www.city.asaka.lg.jp>）へ掲載することにより行う。

9 参加に係る書類の提出

(1) 提出書類

書 類 名	様 式	備 考
①参加申込書	様式第1号	
②会社概要書	様式第2号	
③業務実績調書	様式第3号	同種・類似業務の実績について記載（主なもの5件以内）
④業務実施体制表	様式第4号	担当者とその業務内容等について記載

⑤企画提案書	様式第5号	
⑥企画提案書本文	様式任意	「10 企画提案書」参照
⑦参考見積書	様式任意	封入押印すること「11 参考見積書」参照
⑧参考見積書（写し）	様式任意	「11 参考見積書」参照

※指定様式は、市ホームページ（<https://www.city.asaka.lg.jp>）から取得すること。

（2）提出部数

- ①正本（上記書類①～⑧） 1部（社名等を表記すること。）
- ②副本（上記書類①～⑥及び⑧） 5部（社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。）

（3）提出期間

- 書類①：令和6年4月9日（火）から令和6年4月22日（月）午後5時まで
- 書類②～⑧：令和6年4月9日（火）から令和6年4月24日（水）午後5時まで

（4）提出方法

- 書類①：「16 担当部署」宛てに、電子メール又郵送で提出すること。
- 書類②～⑧：「16 担当部署」宛てに、郵送又は持参で提出すること。

持参する場合は、提出期間中の受付時間は平日の午前9時～午後5時とする。また、郵送する場合は、提出期間内に必着した書類のみ受け付けるものとする。

（5）提出された書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。また、提出期間内であれば差し替えは認める。
 なお、市は提出された書類を本プロポーザルにおいて優先交渉権者を選定するために限り使用するものとし、それ以外の用途では、参加に係る書類を提出した事業者に無断で使用しない。

10 企画提案書

（1）内容

企画提案書は、説明を要せずとも理解できる内容・表現で作成（イメージ図や写真添付可能）すること。

（2）体裁

- ①用紙のサイズはA4版とする。
- ②A3版の資料は、片面で印刷し、A4サイズにゼット折とする。
- ③文字の大きさは、図や表を除き10.5ポイント以上を目安に作成すること。

11 参考見積書

本業務を受注するにあたり、希望する契約金額について、参考見積書を提出すること。

12 審査

（1）審査方法

参加者による全ての提出書類の内容に基づいて、総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

(2) 優先交渉権者の選定

「朝霞市ひとり親家庭等相談支援業務委託に係るプロポーザル審査委員」が、下記「(3) 審査基準」に基づき総合的に審査し、各参加者の順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が1者の場合は、総評価点が300点以上であれば、第1位の優先交渉者とみなす。

(3) 審査基準

基準	詳細
①提案書の内容	基本的な考え方、内容が的確であるか評価
②業務工程	業務の充実化、円滑化が望めるか評価
③担当者の技能	予定相談対応者の経験や能力、専門性について評価
④業務実績	同種・類似事業の実績から堅実性を評価
⑤自由提案	自由提案の内容のほか意欲、姿勢を評価
⑥見積金額	参考見積金額により決定

(4) 審査結果

審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。通知は、郵送及び電子メールにより、令和6年4月30日（火）に発信することを予定している。

(5) 審査結果の公表

プロポーザルの審査結果は、市ホームページにて公表する。公表する内容は、提案事業者名、採点結果とする。

ただし、優先交渉権者以外の提案事業者は、採点結果のみを公表する。

1.3 契約

(1) 市から通知を受けた優先交渉権者は随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、市と委託に係る詳細について協議する。

(2) 優先交渉権は、協議が整い次第、改めて見積書を市に提出し、市は随意契約の手続を行う。

なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。

1.4 辞退

参加申込書等を提出後、本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに参加辞退届出書（様式第7号）を提出すること。

参加辞退届出書の提出にあたっては、事前に「1.6 担当部署」に電話の上、持参、郵送又は電子メールのいずれかで提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、平日の午前9時～午後5時とする。

1.5 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、失格とし、参加資格を失うものとする。

(1) 参加見積書の金額が、記載する上限額を超過している場合

(2) 契約締結までに「5 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等が指定日時までに提出されない場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合

1.6 担当部署

朝霞市 こども・健康部 こども未来課 (朝霞市役所 本庁舎2階 25番窓口)
住 所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1
電 話 048-463-2834 (直通)
メール kodomo_mirai@city.asaka.lg.jp